



令和元年10月16日（水）

平成30年12月に発生した米海兵隊岩国基地所属のF A－18戦闘機と
K C－130空中給油機の接触墜落事故の調査結果と国に対する要請について

本日（16日）、国の担当者が来庁され、昨年12月に高知県南東海上で墜落した米海兵隊岩国基地所属のF A－18D戦闘機とK C－130空中給油機の接触墜落事故に関する調査結果について説明を受けました。これを受けて、再発防止等を国に対し要請しましたので、お知らせします。

記

- 1 日 時 令和元年10月16日（水）14時25分～14時50分
- 2 相手方 中国四国防衛局企画部長 本多 宏光（ほんだ ひろみつ）
- 3 要請者 基地政策担当部長 山中 法光（やまなか のりみつ）
- 4 国からの説明概要 別添のとおり
- 5 市から国に対する要請内容（口頭要請）

- 市としては、昨年11月のF A－18墜落事故に続き、艦載機移駐完了後の間もない時期に事故が相次いで発生したことは、住民に対し、米軍の安全対策への不安や不信を抱かせるもので、極めて遺憾である。
- こうした事故が起こらないよう、是正措置として示されている、マニュアル等の見直し、管理体制の改善はもちろんのこと、パイロットや関係者への安全教育、機体の安全点検の徹底など、住民の安全を最優先とした一層の安全対策に努め、再発の防止に万全を期すよう、米側に求めている。
- なお、平成30年11月に発生した米海兵隊岩国基地配備のF A－18墜落事故及び平成29年11月に発生した米海軍C－2墜落事故については、未だ事故原因等の説明を受けていないことから、事故原因の早期の情報提供・公表や対策を講じるよう米側に求めることを併せて要請する。

6 要請に対する国の回答内容

- 米側においては、本件事故調査の結果を踏まえ、部隊の複数の幹部が解任されるとともに、プログラムやマニュアルの見直し、管理体制の改善に取り組んでいるものと承知している。
- 米軍が行う飛行訓練等は、即応態勢を維持し、日米安保体制の目的を達成するために極めて重要なものであるが、同時に、安全な運用の確保が大前提である。米軍機の事故等は周辺地域の方々に大きな不安を与える、あってはならないものであり、防衛省としては、引き続き米側に対し、継続的かつ実効性のある是正措置、再発防止に適切に取り組み、安全な運用が確保されるよう、累次の機会に求めてまいる。
- まだ未公表の事故調査報告書について、米側から更なる情報が得られた場合には、今後とも、地元の皆様に丁寧に説明する。
- 本日、要請があった内容は、本省にお伝えする。

《参考：事故の概要》

平成30年12月6日に米海兵隊岩国基地所属のF A－18D戦闘機とK C－130空中給油機が、高知県室戸岬の南東約55マイル（約99km）付近の海上に墜落し、乗員6名（F A－18D：1名、K C－130：5名）が死亡した。

令和元年10月15日

防衛省・外務省

米海兵隊岩国飛行場所属機2機の空中接触による墜落事故に関する 調査結果について

平成30年12月6日に米海兵隊岩国飛行場所属のF/A-18D戦闘機と同飛行場所属のKC-130J空中給油機が高知県南東の海上に墜落し、乗員6名（F/A-18D：1名、KC-130J：5名）が死亡した事故に関して、米側からの情報提供とともに、日本側において確認した調査結果の概要、再発防止策等については、以下のとおりです。

1 事故の概要等

- ・ 本件事故は、平成30年12月6日午前1時45分頃、F/A-18DとKC-130Jによる夜間空中給油訓練中に発生したもの。
- ・ KC-130Jとの空中給油を終え、同機の左側へ移動していたF/A-18Dのパイロットが状況を認識できなくなり、KC-130Jの上方を左から右へ横切り、再び戻ろうとした際、F/A-18DがKC-130Jの尾部に衝突し、両機とも高知県南東の海上に墜落したもの。
- ・ 墜落した2機の飛行データも回収して分析するなど徹底的な調査を行った結果、いずれの機体も適切に整備され完全に機能しており、機体の不具合は確認されなかった。

2 事故の原因

(1) 4つの重大な要因

- ・ F/A-18Dのパイロットの夜間空中給油に係る練度不足
- ・ 部隊上層部による訓練及び運用に対する不十分な監督
- ・ F/A-18Dのパイロットの平均を下回る飛行成績
- ・ 職務上ふさわしくない部隊司令の姿勢

(2) その他可能性のある要因

- ・ 夜間空中給油訓練に適さない暗視ゴーグルの使用
- ・ 過去に当該部隊において発生していた類似の空中接触事故に関する事故調査の未実施

3 是正措置・再発防止策

- ・ 本件事故調査を通じ、リスクを継続的に評価し、安全でない状態を特定し、内部統制を徹底することの必要性を再確認した。
- ・ 航空団全体を網羅する空中給油の標準化を行い、専門的訓練を実施することや、あらゆる海兵航空即応プログラムと訓練・即応マニュアルにおける連鎖に問題がないか見直しを実施するよう、米海兵隊の事故調査担当官より勧告された。
- ・ 飛行業務の実施に当たって、指導、訓練、監督、模範を示すこと、他者の安全を確保することを共同で怠ったことなど、部隊内での訓練及び運用に対する管理体制が不十分であったことを受け、米海兵隊において適切な行政処分及び懲戒処分が下された。
- ・ 事故調査の結果を踏まえ、部隊の複数の幹部が解任されるとともに、プログラムやマニュアルの見直し、管理体制の改善に取り組んでいる。

以 上